

令和3年度 第7回富山地方最低賃金審議会議事録

1. 日時 令和4年2月28日(月) 14:00~14:20
2. 場所 富山労働局5階大会議室(会議室501~503)
3. 出席者
公益代表委員 長尾会長、高倉会長代理、柳原委員、両角委員、堀岡委員
労働者代表委員 中野委員、森川委員、石垣委員、岩崎委員
使用者代表委員 寺山委員、江下委員、八田委員、藤井委員、毛利委員
事務局 杉労働局長、小林労働基準部長、
川倉賃金室長、山岸賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 令和4年度特定最低賃金改正決定に係る意向表明について
- (2) 令和3年度最低賃金改正状況について
- (3) その他

5. 資料

別添のとおり

6. 議事内容

[山岸賃金室長補佐] 定刻となりましたので、今年度第7回の本審を始めさせていただきます。

本日は、労働者代表の長山委員が御欠席ですが、定足数を満たしており、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

また、本日の審議会は「公開」としておりましたが、傍聴の申込みはございませんでした。

なお、皆様には既にお知らせさせていただいておりますが、使用者代表の矢坂委員が退任され、資料No.1のとおり、令和3年12月20日付けをもって寺山委員に当審議会の使用者代表委員に御就任いただいておりますので、御紹介させていただきます。

寺山委員でございます。一般社団法人富山県経営者協会専務理事でいらっしゃいます。それでは、議事進行を長尾会長にお願いしたいと存じます。

[長尾会長] ただ今から、令和3年度第7回富山地方最低賃金審議会を開催いたします。

なお、本日の審議会につきましては、公開としておりますので、御承知おき願います。

議事に移らせていただきます。議事1の「令和4年度特定最低賃金改正に係る意向表明について」ですが、富山労働局長に対して、改正の申出を行うとの意向表明がなされたとのことですので、事務局から報告してください。

[川倉賃金室長] 特定最低賃金改正に係る意向表明の状況を御報告申し上げます。

資料No.2を御覧ください。1枚目は、意向表明の状況を事務局で取りまとめた一覧でございます。2枚目以降に、各意向表明書の写しを添付しておりますので、併せて御覧ください。

1枚目の一覧にございますとおり、令和4年度につきましては、「富山県玉軸受」から始まる一般機械・自動車部品製造業関係の最低賃金、「富山県電子部品」から始まる電気機械器具製造業関係の最低賃金、及び「富山県百貨店、総合スーパー最低賃金」の3業種の特定最低賃金につきまして、改正の意向表明がなされております。

意向表明者は、それぞれ一覧に記載のとおりでございます。

また、申出の時期は、いずれも令和4年7月末となっております。
以上です。

[長尾会長] 今ほど事務局から意向表明について報告がございましたが、令和4年度の申出に関しまして、本会議で労使各側の意向を確認しておきたいと存じます。

まず、労働者側にお伺いします。労働者側の御意向は、今ほどの意向表明のとおりでよろしいでしょうか。

[中野委員] はい。よろしく申し上げます。

[長尾会長] ありがとうございます。

続きまして、使用者側は、今ほどの意向表明について御意見等ございますでしょうか。

[寺山委員] 特に問題ありません。

[長尾会長] ありがとうございます。

それでは、3業種の特定最低賃金について、来年度、改正申出の意向があることを確認いたしました。

次に、議事2の「令和3年度最低賃金改正状況について」に関しまして、事務局から説明してください。

[川倉賃金室長] 本年度の最低賃金改正状況について御説明申し上げます。

資料No.3を御覧ください。これは、本年度における全国の地域別最低賃金の改正状況をランク別に取りまとめたものです。

今年度は、中央最低賃金審議会で地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安はAからDまでの全てのランクにおいて28円と示されたなか、全国で最低賃金の改正決定審議が行われたのですが、結果として、中賃の目安通り28円引上げで決定したものが富山県を含む40都道府県、中賃の目安を上回る金額で決定したものが黄色で色付けした7県となりました。全国加重平均としては引上げ額28円、引上げ率3.10%となっております。また、効力発生年月日については、令和3年10月1日発効が31都道府県、10月2日以降の発効となったものが青色で色付けした16県となりました。

最低賃金額が最も高いものは東京都の1,041円、最も低いものは沖縄県及び高知県の820円となります。これは金額差で221円、割合で78.8%となります。

次に、資料No.4を御覧ください。これは、富山県における最低賃金の改正等の状況を、過去10年にわたって取りまとめた一覧表です。金額欄が黄色のものは、当該年度に改正決

定されたものを示しております。

地域別最低賃金につきましては、本年度、時間額を 28 円引き上げて 877 円とし、令和 3 年 10 月 1 日に発効しております。

特定最低賃金につきましては、本年度、3 業種が改正されており、「玉軸受」から始まる一般機械・自動車部品製造業関係は時間額を 22 円引き上げて 934 円、「電子部品」から始まる電気機械器具製造業関係は時間額を 28 円引き上げて 879 円、「百貨店、総合スーパー」は時間額を 25 円引き上げて 890 円とし、いずれも年内に発効しております。

続きまして、資料No.5 を御覧ください。これは、今年度の富山地方最低賃金審議会の開催状況を取りまとめたものです。

詳細な説明は省略いたしますが、本日の本審を含め、21 回にわたって御審議をいただいております。誠にありがとうございました。

来年度につきましても、基本的には同じようなスケジュールになると思われます。ただ、来年度は会長選出等のための 5 月の審議会は必要ございませんから、第 1 回の審議会は 7 月ころになると思われます。

最低賃金の改正状況等については、以上でございます。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御意見等がございましたらお願いいたします。労働者側はいかがでしょう。

[労働者代表委員] 特にありません。

[長尾会長] 使用者側はいかがでしょう。

[使用者代表委員] 特にありません。

[長尾会長] 続きまして、議事 3 「その他」となっておりますが、何かございますか。

[労使各側委員] ありません。

[長尾会長] 事務局から何かございましたらお願いします。

[山岸賃金室長補佐] 私の方から 2 点御報告があります。1 点目ですが、1 月 26 日に中央のほうで「第 62 回中央最低賃金審議会」及び「第 2 回目安制度の在り方に関する全員協議会」が開催され、今年度末をめどとしていた報告書の取りまとめ時期が 1 年後ろ倒しとなりました。当初は、令和 4 年からこの報告書を反映した審議が行われる予定でしたが、これが 1 年繰り延べとなりますので御承知おきください。

2 点目ですが、令和 3 年 12 月 27 日に、富山県舟橋村議会から、審議会会長あてに「最低賃金の引上げ及び中小企業支援拡充を求める意見書」が提出されましたので御報告いたします。意見書につきましては、事務局側のテーブルに置いてあります。

[長尾会長] 当審議会に提出された意見書につきましては、今後の審議の参考にさせていただくということにいたしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

他に何かございますか。

[山岸賃金室長補佐] 本年度最後の審議会ですので、富山労働局長から御挨拶申し上げます。

[杉労働局長] 本年度の最低賃金審議会の審議を終えるに当たり、一言御挨拶させていただきます。

委員の皆様におかれましては、地域別最低賃金及び特定最低賃金の改正審議に当たり、真摯な御議論を賜り、誠にありがとうございました。おかげをもちまして、地域別最低賃金は10月1日付けで、特定最低賃金もすべて年内に、滞りなく発効することができました。重ねて御礼申し上げます。

富山労働局では、最低賃金の周知・広報及び履行確保に引き続き取り組んでまいりますとともに、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援するため、「業務改善助成金」の活用や「働き方改革推進支援センター」の利用の促進を図り、最低賃金の引上げ支援に努めてまいり所存でございます。

委員の皆様におかれましては、引き続き賃金行政に御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、この一年間大変お世話になり、誠にありがとうございました。

[長尾会長] 以上をもちまして、予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

本日の議事録確認担当委員には、会長である私のほか、

労働者代表委員からは森川委員

使用者代表委員からは江下委員

をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] それでは、森川委員と江下委員には、後日、議事録に御確認をいただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、この1年間、委員の皆様には、本審議会の調査審議に格別の御配慮、御協力をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。